

学校法人会計と企業会計について

私立学校の日々の経済活動の経理は、文科省令が定める「学校法人会計基準」に従って行われます。複式簿記の方法により日々の取引を記帳し、会計年度末に決算を行い、計算書類を作成する点においては、私企業一般が準拠する「企業会計原則」と基本的に変わりません。

一方で、営利企業とは一線を画する教育研究の場である「学校」という事業の性格上、企業会計とは多分に考え方が異なるところもあります。

以下では、学校法人の各種計算書類につき、企業会計との類似点と相違点を概説します。

(1) 貸借対照表

学校法人は資産・負債状況の記録の為に、企業会計の場合と同様に「貸借対照表」を作成します。大きく異なるのは、学校法人会計における資産と負債の差額（正味財産）である「基本金」という概念です。

基本金は企業会計における純資産である「資本」の概念と異なり出資者持ち分を意味せず、またここから生ずる外部への利益配当もありません。その為、「株主資本価値の最大化」といった企業目的は学校法人には当てはまらず、永続的な教育研究活動の基盤としての学校施設等の維持再生こそが本源的な組織目的であり、基本金はこれを可能とする為の自己資金の留保蓄積という意義を有します。

学校法人会計は、①固定資産の減価償却、②新規設備投資相当額の基本金繰入という保守的な二重のバッファーを設けることで、外部借入に頼らず極力自己資金による学校施設等の恒久的な維持再生を図る仕組みとしております。

(2) 事業活動収支計算書

概ね企業会計の「損益計算書」に当たるもので、学校法人の期間損益（収入と支出の状況）を表現する決算書類です。

学生生徒等納付金や補助金、手数料、付随事業収入等に代表される年度収入の合計を「事業活動収入」と呼び、人件費、教育研究経費、管理経費等に代表される年度支出の合計を「事業活動支出」と呼びます。教育活動関連と教育活動外（受取・支払利息等）を包括した収入と支出の差額を「経常収支」と呼びます。

株主利益の最大化を志向する一般企業経営とは異なり、学校経営では経常収支が概ね均衡状態であるのならば、既存の教育研究施設等を毀損することなく同一水準で健全に維持再生していくことが可能とも考えられます。

(3) 資金収支計算書、活動区分資金収支計算書

概ね企業会計の「キャッシュフロー計算書」に当たるもので、学校法人の現金ベースでの資金の収入と支出の状況を表現する決算書類です。

具体的には、資金の借入・返済、資産の取得・売却等は事業活動収支計算書上の期間損益の構成要素とされませんが、実際の現金授受を伴うものである為、資金収支計算書上には記載されます。一方、減価償却のような期間損益上の概念的な費用は実際の資金流出を伴わないので、資金収支計算書上には記載されません。

学校法人の運転資金の持ち高である「繰越支払資金」は年度末の現金・預金の残高であり、「前年度繰越支払資金＋当年度収入－当年度支出＝次年度繰越支払資金」の数式で資金フローとストック（資金繰り）の概要を把握することが可能となります。

以下、学校法人会計と企業会計の違いを図示します。

	学校法人	一般私企業
1. 準拠会計ルール	学校法人会計基準	企業会計原則
2. 事業目的	教育研究活動	利潤獲得
3. 法人特性	非営利法人、非課税法人	営利法人、課税法人
4. 財政構造	消費経済主体	生産経済主体
5. 正味財産（純資産）	基本金＋繰越収支差額 （議決権・持分権なし）	資本金＋剰余金 （議決権・持分権あり）
6. 利益配当	なし	あり
7. 計算書類の種類 （決算書）	①貸借対照表 ②事業活動収支計算書 ③資金収支計算書 活動区分資金収支計算書	①貸借対照表 ②損益計算書 ③キャッシュフロー計算書